

健康食品等の「お試し」に伴うトラブルの巻



- ① スマートフォンからの注文は画面が小さいので、細かな表示を見落とさないように気を付けましょう。
- ② 定期購入が条件になっていないか等、契約の内容をよく確認してから注文しましょう。
- ③ 解約の条件や方法、申し出先にも注意しましょう。



困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください

TEL 188

消費者ホットライン お近くの相談窓口につながります!

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(局番なし188番)にお電話ください。

悪質商法通報サイト(埼玉県 消費生活課)

悪質事業者の情報(悪質商法の手口、事業者の名称や所在地など)をお寄せください。いただいた情報は、事業者の調査に活用します。

パソコン、スマホから [埼玉県 悪質商法通報サイト](#) で 検索

←トラブル解決が必要な方や相談は(消費者ホットライン)へ。